令和８年度　**Chromebook**セキュリティ強化用
ソフトウェアの導入及び運用支援業務　仕様書

１　業務名

令和８年度　Chromebookセキュリティ強化用ソフトウェアの導入及び運用支援業務

２　業務場所

佐久市役所他

３　履行期間

契約の日　から　令和９年３月３１日まで

４　業務目的

本業務は整備された職員が利用するChromebookにおいて、セキュリティを高度化し、機密情報の漏洩防止や標的型攻撃への対策、およびゼロトラスト環境の構築を目的とする。

５　業務内容

（１）Chromebookセキュリティ強化用ソフトウェア１年間利用ライセンス

ア　数量

５式

イ　機能要件

納入されるソフトウェアは管理コンソールと統合され、以下の機能を備えていること。

（ア）データ損失防止機能

a. Webブラウザ上の操作（アップロード、貼り付け、印刷、ダウンロード）に対し、機密情報の流出を検知・制御できること。
b. OCR（光学文字認識）により、画像内に含まれるテキスト情報（マイナンバー、住所等の個人情報）の検知が可能であること。
c. 佐久市が指定する特定のキーワードや正規表現に基づくカスタムルールの適用ができること。

（イ）高度な脅威対策

a. 不審なファイルに対するクラウドサンドボックスによるディープスキャン機能を有すること。
b. リアルタイムでのURLチェックを行い、フィッシングサイトやマルウェア配布サイトへのアクセスを遮断すること。

（ウ）レポートおよび監査機能

a. セキュリティイベント（DLP違反、脅威検知等）の詳細を管理コンソール上で可視化できること。

（２）Chromebookセキュリティ強化用ソフトウェア導入支援

ア　実施体制

業務の円滑な遂行のため、以下の通り協議および報告の場を設けるものとする。

項目	内容	備考
導入キックオフ会議	・導入目的の再確認 ・全体スケジュールの合意 ・体制の選定	会議の実施形態はWeb形式とする。
要件ヒアリング・要件調整		会議の実施形態はWeb形式とする。
技術的問合せ対応	メール等による随時の質疑応答・QAシートでの回答	メールまたはQAシートにて対応

イ ブラウザ管理

（ア）不審なファイルのディープスキャン、パスワード再利用の禁止、スクリーンショットの制限等のポリシー策定を後方支援すること。

（イ）コンテキストアウェア アクセス (CAA) の詳細定義について、「OSバージョン」「特定IP」「証明書の有無」を組み合わせた、高度なアクセス制御ルールの作成の後方支援をすること。

（ウ）クラウド管理によるブラウザ設定（拡張機能のホワイトリスト、ブックマークの一括配信等）の設計を支援すること。

ウ ポリシー設計支援

（ア）市担当者と協議の上、教育現場の運用に適したDLPルールの策定を後方支援にて行うこと。

（イ）管理コンソールにおける関連の初期設定（組織単位ごとのポリシー適用等）を操作することを支援すること。

（ウ）設定支援対象は、ChromeOS 端末、および Windows OS 上で稼働する Chrome ブラウザを対象とする。

エ その他

（ア）Windows上の設定に関して、Windows管理者と連携を図ること。

6 検査

業務完了後、市職員の検査を受けること

7 支払い方法

受託者の請求により支払うものとする

8 機密の保持及び個人情報保護

本契約の履行により知り得た業務上の機密、個人情報及びその他関係資料は本契約の有効期間のみならず、その後も第三者へ漏洩してはならない。また、佐久市情報セキュリティポリシー等、関連する法令及び例規を遵守し、機密の保持及び個人情報保護のため、必要な措置を講ずるものとする。

その他、特定個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置が講じられていること。

9 その他

（1）受託者は、本業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については、市と協議の上決定するものとする。

（2）受託者は、成果物に受託者の過失又は疎漏等に起因する不適合が発見された場　合、速やかに成果品の訂正及び補足をしなければならない。これに要する経費は、受託者の責任にする。

（3）業務を行う上で必要な著作権・使用権等の権利については、受託者が使用許可を得ること。なお、権利侵害があった場合は、受託者の責任とする。

１０　問い合わせ先

佐久市役所　企画部　情報政策課　情報システム係
電　話　0267-62-3923
FAX　0267-63-3313